

# 愛媛県に対する『要求と提言』

2011年10月20日

日本労働組合総連合会愛媛県連合会

## I. 雇用・労働・中小企業政策

### 1. 雇用の安定と公正労働条件の確保

2011年3月の新規学卒予定者の就職内定率は、高卒は前年を上回ったものの、大卒は過去最低水準であり、新規学卒者・若年者を取り巻く雇用状況は深刻である。将来の日本社会を支える人材確保の観点からも、引き続き、新規学卒者・若年者に対する就職支援対策の強化に努めること。

### 2. 公契約における公正労働基準確保

ディーセント・ワークの実現のための公契約基本法、公契約条例の制定等をはかるとともに公共工事における入札制度を改革すること。

### 3. 雇用・就労機会の創出・事業の継続と予算措置の確保

愛媛県内で実施された「ふるさと雇用再生事業」および「緊急雇用創出事業」は、雇用・就労の機会を創出するうえで一定の役割を果たしてきたと判断する。引き続き厳しい県内の雇用環境のなかで、愛媛県として事業の継続に向けての予算措置を講ずること。

### 4. パーソナル・サポート・サービス事業の推進に関わる体制の確立

「就労をして安定的な自立生活を送れることをめざして、阻害要因となっている生活および就労に関する問題解決をはかるための、『相談と各種支援策のコーディネート』を行う」パーソナル・サポート・サービス事業について、愛媛県でも事業の実施に向けて検討を進めること。

## II. 教育政策

### 1. 教育の機会均等と格差是正

教育予算を増額し、公的な教育支援制度の充実を通じた家計負担の軽減をはかること。また、教育の機会均等に資する実効性ある運用が行われるよう、制度の周知徹底に向けた啓発・広報活動、成果と課題を把握するための体制整備を行うこと。

### 2. 労働教育・社会教育の推進

- (1)子どもの成長段階に応じて、働くことの意義、働く者の権利・義務、ワーク・ライフ・バランスや、労働組合の必要性等、「労働の尊厳」を深く理解し、勤労観・職業観を養うための系統的な労働教育を行うこと。
- (2)参政権や生存権、社会のマナーやルール、社会保障と税や、環境、食、農業、資源・エネルギー、ICT、消費行動等、自立した社会人として必要な知識・意識を身につけるための社会教育を充実すること。

### Ⅲ. 福祉・社会保障政策

#### 1. 地域医療の充実と医師不足等の解消、医療の透明化の推進

- (1)「地域（保健）医療計画」について、救急や産科、小児科等急性期医療、高齢化の進行を踏まえた在宅医療・訪問看護などの提供体制、医療圏の設定、医師や看護職等の配置などの観点から検証を行い、2013年度から始まる新たな計画に反映させること。
- (2)ひっ迫している医療現場での安全確保をはかるために、夜勤交代制労働における引き継ぎ時間の十分な確保、労働法令の遵守、院内保育所の整備などワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の改善、潜在看護師の活用に向けた研修制度の充実、労働環境の改善のための医療機関に対する財政上の措置などをすすめて、第7次看護職員需給見通しの達成に取り組むこと。
- (3)保険診療を受けた際に医療機関から患者に発行される診療「明細書」の無料発行の完全普及、「明細書」発行条件に関する適切な院内掲示の徹底をはかること。また、医療の透明化や医療費の効率化に資するレセプトの電子請求がすべての保険医療機関で実施されるよう、審査支払機関と連携をはかり、その環境整備を進めること。

#### 2. 高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実と介護労働者の権利擁護の確立

- (1)2009年度介護報酬改定および介護労働者処遇改善交付金の趣旨を生かし、介護労働者の処遇を改善するとともに、介護を必要とする人が誰でも適切な介護サービスを受けられるよう、以下の取り組みを進めること。
  - ①介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実させるため、事業主・研修受講者への支援や助成を周知・拡充すること。
  - ②介護労働者の資格取得時、入職時、現任研修での感染症教育を充実させること。
- (2)障がい者の自立支援と社会参画促進の観点から、利用者の実情に応じた障がい者支援サービスを適切に提供すること。
  - ①障がい者福祉計画に基づき、地域における障がい福祉サービス基盤を整備し、移動支援等の地域生活支援事業も含め、必要なサービス量が確保されるよう、十分な財政措置を講ずること。
  - ②障がい者本人の希望を尊重して作成されたサービス利用計画案に基づき支給決定が行われるよう、相談支援体制を確立すること。

## IV. 国土・住宅政策

### 1. 安心・安全の住まいとまちづくりの推進

- (1) 地域防災機能を強化する観点から、以下の取り組みを進めること。
  - ① 自治会や消防団等の地域コミュニティを支援・強化し、地域防災力の向上をはかること。
  - ② 小中学校での教育や地域住民を対象とした防災訓練や勉強会を実施し、地域住民の防災意識の向上と危険地域の周知徹底をはかること。
  - ③ ハザードマップの作成・公表、きめ細かな天気予報と地域住民への緊急情報システムを早急に確立すること。
- (2) 電気・ガス・通信・上下水道、学校・病院・道路・橋梁・鉄道・バス・港湾・空港などの施設・設備の耐震補強および老朽化対策を強化し、緊急情報システムを含むライフラインの安心・安全を担保すること。また、行政・教育・医療・介護・生活などの機能を集約した効率的なまちづくり（コンパクトシティ）を推進すること。
- (3) 災害に強いまちづくりを推進するため、「改正耐震改修促進法」（2006年）において、「2015年までに建築物の耐震化率を少なくとも90%に引き上げる」とした目標達成に向け、実効ある耐震改修促進計画を策定すること。
- (4) 木造住宅耐震診断補助事業および耐震改修等補助事業について、「耐震診断補助額の引き上げ」「耐震改修補助金制度の全市町での実施」の具体化に関して、愛媛県と各市町村の連携により拡充すること。

## V. 食料・農林水産・消費者政策

### 1. 食糧自給力の強化と持続可能な農林水産業の確立

- (1) 地域の食料自給や地産地消の取り組みについて目標を設定し、地域の食料自給力を強化すること。そのため、フードマイレージの普及や地域産農産物の消費拡大について啓発等の施策を推進すること。
- (2) 食の安全確保に向けて、保健所における食品衛生業務を拡充し、食品に関する苦情相談や製造・流通等への監視を強化することにより、食品の安全性の向上をはかること。

### 2. 消費者保護政策の強化と推進

- (1) 地方における消費者行政の強化・充実をはかるため消費者相談窓口を常設するとともに、多様な主体の参加による「（仮）地方消費者行政推進会議」を設置し消費者行政を推進すること。
- (2) 消費者団体・事業者団体・専門家等と連携し、学校や地域、職域などにおいて消費生活に係わる情報提供を行うとともに、知識やスキルの普及を促進するための消費者教育の充実を推進すること。
- (3) 社会問題化している架空請求・不当請求、悪質訪問契約および振り込め詐欺

を防ぐため、新たな手口や形態を迅速に把握して消費者の啓発に努めること。

## VI. 行財政政策

### 1. 地方税財政の確立

- (1) 社会保障・税共通の番号制度の導入など、納税環境整備の法改正の動きを踏まえ、税務行政体制の整備や担当職員の養成等をはかること。
- (2) 税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を行うこと。特に、東日本大震災に関する臨時特例措置の内容などについて、他の支援措置とあわせわかりやすく網羅的に解説したホームページや広報誌をつくること。

### 2. 地域の多様な主体との連携強化によるまちづくりの推進

- (1) 地域にある資源の見直しや産業の掘り起しを行い、中核となる地場産業等の企業群を定め、地域の多様な主体との連携をはかり、関連企業・大学の誘致・育成を進めること。また、企業を支援する際は、対象企業が雇用環境の改善や地域社会に貢献することを条件に加えること。
- (2) 現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援とともに、インターンシップ単位として認める制度を普及させるなど、地域企業と連携した高校などにおける職業人としてのカリキュラム強化を行い、勤労観の確立につながるよう努めること。
- (3) 観光案内所の増設、交通機関等での多言語表記、ICTを活用した多言語情報の提供等ハード面の整備を進めるとともに、通訳案内士の育成等多言語人材の育成を推進するなど観光産業の活性化をはかること。

### 3. 地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備

- (1) 障がいのある人がより投票しやすくするため、投票所案内はがきや投票用紙などの点字化、投票所のバリアフリー化、投票所への移動の保障を行うこと。
- (2) 不正・トラブル防止、機器選定の公平性・透明性、政党・候補者名の画面表示の公平性を確保しつつ、電子投票制度の導入をはかること。
- (3) 期日前投票制度の周知徹底と住民が投票しやすい仕組みとして、身近な投票所の拡充をはかること。（流通・銀行等）

以 上